

香川県広域水道企業団発注工事における 社会保険等未加入対策の拡大について

平成30年8月

建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から実施している社会保険等未加入業者[※]との下請契約の禁止措置について、平成30年10月1日から、違反した場合の罰則の適用を、次のとおり、二次以下の下請業者が未加入である場合にも拡大することとします。

(※) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していない建設業者（社会保険等の適用が除外される建設業者を除く。）をいいます。

【内容】

現 行	<p>(禁止規定) 香川県広域水道企業団発注工事（本部及び府中事務所発注工事に限る。）においては、原則として、社会保険等未加入業者との全ての下請契約（二次以下を含む）を禁止する。</p> <p>(罰則規定) <u>一次下請業者が未加入である場合に限り</u>、原則として、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①元請業者への違約罰（制裁金）の請求 社会保険等未加入業者との最終契約金額の <u>10%</u>の徴収②元請業者に対する指名停止措置③当該工事に係る工事成績評定の減点
改 正 後	<p><u>現行の規定に加えて、</u></p> <p>(罰則規定) <u>二次以下の下請業者が未加入である場合も</u>、原則として、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">①元請業者への違約罰（制裁金）の請求 当該下請に係る最終契約金額の <u>5%</u>の徴収②元請業者に対する指名停止措置③当該工事に係る工事成績評定の減点 <p>※<u>平成30年10月1日以降</u>に入札公告又は指名競争入札執行通知を行う工事から適用する。</p>

【お問合せ先】

香川県広域水道企業団 財産契約課
電話：087-826-6114